

緊急特別無利子貸与奨学金の新規募集について

日本学生支援機構から、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりアルバイト収入等が大幅に減少した学生等を対象に、「緊急特別無利子貸与奨学金の新規募集」について実施の通知がありましたので、希望者は以下の内容をよく読み、申請してください。

緊急特別無利子貸与奨学金とは

第二種奨学金（有利子）制度を活用しつつ利子分を国が補填するため、実質無利子（0.0%）にて貸与されます。貸与月額は、第二種奨学金の金額と同じです。（大学HPに掲載しています）

申請対象者

学部学生及び大学院生で、以下の要件を全て満たす者

- ①第二種奨学金の貸与を受けていないこと
- ②家庭から多額の仕送りを受けていないこと（仕送り額が授業料含めて年間150万円以上ではないこと）
- ③生活費・学費に占めるアルバイト収入の占める割合が高いこと
- ④学生等本人のアルバイト収入について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大幅に減少（新型コロナウイルス感染症拡大前より50%以上減少）したこと

※申請後、大学および日本学生支援機構で学業・家計等に関して審査を行います。既に第一種奨学金の貸与を受けている奨学生についても、本奨学金については、併用貸与の基準ではなく、第二種奨学金の基準による審査を行います。

貸与期間

貸与始期：新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、アルバイト収入が大幅に減少した月以降で希望する月

貸与終期：令和4年3月（令和3年度限りの貸与となります。）

※令和4年度も貸与を希望する場合は、4月以降に募集がある「令和4年度定期採用」に申し込んでください。

申請書類の請求について

学生サービス課または学務課へ連絡し、申請書を請求してください。

随時募集していますが、最終請求期限は令和4年1月31日（月）です。

文京・敦賀キャンパス（学生サービス課 学生企画担当）

〒910-8507 福井県福井市文京3丁目9-1 TEL：0776-27-8716

松岡キャンパス（学務課 学生担当）

〒910-1193 福井県吉田郡永平寺町松岡下合月23-3 TEL：0776-61-8265

※注意※

日本学生支援機構の貸与奨学金は返還の義務がある奨学金です。

返還義務と返還時の負担の程度を十分自覚したうえで、奨学金の申請手続きを行ってください。

詳細は、日本学生支援機構のHPを参照してください。（大学HPにリンクが貼ってあります）